名称　東京羽田沖浅場造成Ａ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約三・三キロメートル）
北緯　三五―三三―一三
東経　一三九―四八―〇三
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年二月二十七日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｂ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約三・三キロメートル）
北緯　三五―三三―一五
東経　一三九―四八―〇八
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年二月二十七日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｃ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約三・〇キロメートル）
北緯　三五―三三―一二
東経　一三九―四八―〇三
変更した事項　一時位置変更中のとおり復旧
変更年月日　平成二十七年二月二十七日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域Ｓ灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・四キロメートル）
北緯　三四―三九―五三
東経　一三五―一六―一五
変更した事項　平均水面上から灯火まで五・一メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十七日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域Ｕ灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東南東方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三九―四八
東経　一三五―一六―〇六
変更した事項　平均水面上から灯火まで五・一メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十七日

名称　丸山埼灯標
位置
所在地　丸山埼（三重県鳥羽市坂手島）の東方約七〇メートル
北緯　三四―二九―二三
東経　一三六―五二―〇一
変更した事項　モールス符号緑光　毎一〇秒にＣ（－・－・）
変更年月日　平成二十七年三月三日

名称　新居浜港垣生埼灯台
位置
所在地　愛媛県新居浜市（垣生埼）
北緯　三三―五九―三八
東経　一三三―一九―一五
変更した事項　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで五四メートル
光達距離
変更年月日　平成二十七年三月三日

名称　尾之間灯台
位置
所在地　鹿児島県熊毛郡屋久島町（谷埼）
北緯　三〇―一三―五七
東経　一三〇―三三―二二
変更した事項　実効光度三、七〇〇カンデラ　一二・〇海里　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで五一メートル
光達距離
変更年月日　平成二十七年三月三日

名称　新居浜港沢津沖防波堤西灯台
位置
所在地　愛媛県新居浜港新居浜区（沢津沖防波堤西端）
北緯　三三―五九―〇八
東経　一三三―一七―二八
変更した事項　実効光度七八カンデラ　五・〇海里　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで六・七メートル
光達距離
変更年月日　平成二十七年三月四日

名称　養老港第一防波堤灯台
位置
所在地　京都府宮津市（養老港第一防波堤外端）
北緯　三五―三九―四一
東経　一三五―一五―五八
変更した事項　実効光度七八カンデラ　五・〇海里　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
光達距離
変更年月日　平成二十七年三月四日

名称　口永良部港防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県熊毛郡屋久島町（口永良部港防波堤外端）
北緯　三〇―二七―二七
東経　一三〇―一一―三六
変更した事項　実効光度七八カンデラ　五・〇海里　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
光達距離
変更年月日　平成二十七年三月四日

官庁報告

官庁事項

麦の需給に関する見通しの公表について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第41条第１項の規定に基づき、麦の需給に関する見通しを平成27年３月26日付けで次のとおり定めたので、同条第３項において準用する同法第４条第５項の規定に基づき、公表する。

平成27年３月26日

農林水産大臣　林　芳正

麦の需給に関する見通し

麦の需給に関する見通しの策定の考え方

麦の需給については、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしています。

平成27年度の麦の需給に関する見通しについては、近年の総需要量や国内産麦の流通量の実績等を踏まえ、以下のとおりとします。

１―１　食糧用小麦の総需要量

近年、食糧用小麦の１人当たりの年間消費量は、概ね31～33kgで安定的に推移している中（図１）、総人口についても、ここ数年では大きな変動がみられません。

このため、食糧用小麦の総需要量(注)は、短期的な変動はあるものの中期的には安定していることから、平成27年度の食糧用小麦の総需要量は、過去５か年（平成22年度から平成26年度まで）の平均総需要量である571万トンと見通します（表１）。

(注)　食糧用小麦の総需要量は、国内産食糧用小麦の流通量及び政府からの外国産食糧用小麦の販売数量の合計である（以下同じ。）。